

令和3年6月2日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

道路占用料及び公共用物使用料の未徴収等について

この度、道路占用料の納付に関する市民からのお問い合わせを受け、道路占用料及び公共用物使用料（以下、「道路占用料等」といいます。）の徴収事務処理について調査を行ってまいりました結果、平成28年度から令和2年度までの5年間に於いて、122件、6,689,735円の道路占用料等が徴収できていない事実を確認いたしました。

○今後の対応について

未徴収の対象となる市民・企業の皆様には、過年度分にさかのぼって道路占用料等のお支払いをお願いしなければなりませんことを深くお詫び申し上げるとともに、金額や納付方法等について丁寧にご説明しながら、未徴収の解消に向けて事務を進めてまいります。

○再発防止について

未徴収の発生原因につきましては、申請書類の管理不十分や債権管理に関する職員の認識不足、組織としてのチェック体制の不十分等であり、今後二度とこのようなことが起こらないよう、事務処理の進め方について精査し、再発防止に取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】

豊川市役所

建設部 道路河川管理課：佐々木・大城・寺部

TEL：0533-89-2279 Eメール：dorokasenkanri@city.toyokawa.lg.jp

 TOYOKAWA